

山下博一町長に対する辞職勧告決議

令和8年8月17日開催の議会運営委員会において執行部より、9月定例会における町提出議案の説明があった。その中で『議案第61号 教育委員会教育長の任命について』の簡単な説明があったが、委員からは「議案が出て初めて知った」、「まだ任期があるのにおかしい」との声があり、この件について、同31日に議会全員協議会を開催し、町3役より聴取を行った。

その中で、町長は令和8年7月末に齊藤教育長に対し、第三者の話や憶測により、家庭の事情等を理由として辞職を迫ったが、任期途中の齊藤教育長には寝耳に水であり、4年もの長きにわたり教育長としての任務を全うしてきた齊藤教育長に対するパワハラとして捉えられてもおかしくない事案である。なお、精神的苦痛を受けた教育長は同日に辞表を提出したとの事である。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第七条第1項に『地方公共団体の長は、教育長若しくは委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他教育長若しくは委員たるに適しない非行があると認める場合においては、当該地方公共団体の議会の同意を得て、その教育長又は委員を罷免することができる』と謳われており、齊藤教育長におかれてはその規定には該当しない。しかしながら、辞職を迫る行為は罷免と解釈されてもおかしくない行為である。

また、教育長の後任人事案を一部議員に伝えただけで議長をはじめ、他の議員には何の説明もなく、今回の議会運営委員会に町長提出議案として提出したことは、明らかに議会軽視であり、地方自治の基本である二元代表制を壊す行為である。

町長は、本件という事態の重大性に反し、教育長の辞職に関する議会への報告を怠り、議会軽視といえる不誠実な対応に終始した。後日、報告の遅れについて議会に対し謝罪するに至ったものの、口頭での陳謝のみで済まされる問題ではなく、行政の最高責任者としての資質と誠実さを大きく欠くものである。

加えて、重大な混乱を招いたにもかかわらず、当初の後任人事案を取り下げ、町内の教育現場、児童・生徒・保護者、さらには町民全体に対して甚大な不安と不信感を与えており、その政治的・道義的責任は極めて重い。

よって、本町議会は、山下博一町長が自らの招いた事態の極めて重大な責任を痛感し、速やかに町長の職を辞することを強く求めるものである。

以上決議する。

令和8年9月10日

上 里 町 議 会